

大阪市中央卸売市場業務規程施行細則

(趣旨)

第1条 この細則は、業務規程（卸売市場法（昭和46年法律第35号）第4条第3項に規定する業務規程をいう。）に定めるべき大阪市中央卸売市場本場及び東部市場における業務の方法及び取引参加者が業務に関し遵守すべき事項に関し、大阪市中央卸売市場業務条例（昭和46年大阪市条例第40号。以下「条例」という。）及び大阪市中央卸売市場業務条例施行規則（昭和47年大阪市規則第7号。以下「規則」という。）において市長が定めることとした事項等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この細則で使用する用語は、条例及び規則で使用する用語の例による。
(純資産額の計算に用いる勘定科目)

第3条 規則第5条第2項第10号ア及びイの市長が指定する各勘定科目は、次のとおりとする。

1 資産

- (1) 現金
- (2) 預金（支払期日が1年以内に到来しない定期預金を除く。）
- (3) 売掛金
- (4) 受取手形
- (5) 有価証券（親会社株式、投資有価証券及び子会社株式を除く。）
- (6) 親会社株式
- (7) 商品
- (8) 貯蔵品

- (9) 前渡金（荷主前渡金を除く。）
- (10) 荷主前渡金
- (11) 前払費用（1年以内に償却され費用となるものに限る。）
- (12) 未収収益
- (13) 立替金
- (14) 短期貸付金
- (15) 未収金
- (16) 仮払金
- (17) (1)から(16)までに掲げるもの以外の流動資産
- (18) 建物
- (19) 構築物
- (20) 機械及び装置
- (21) 船舶及び車両その他の陸上運搬具
- (22) 工具、器具及び備品
- (23) 土地
- (24) 建設仮勘定
- (25) (18)から(24)までに掲げるもの以外の有形固定資産
- (26) のれん
- (27) 借地権（地上権を含む。）
- (28) 電話加入権
- (29) 施設負担金
- (30) (26)から(29)までに掲げるもの以外の無形固定資産
- (31) 投資有価証券（子会社株式除く。）
- (32) 子会社株式

- (33) 出資金（子会社出資金を除く。）
- (34) 子会社出資金
- (35) 長期貸付金
- (36) 開設者預託保証金
- (37) 定期預金（支払期日が1年以内に到来しないものに限る。）
- (38) 長期前払費用（(11)に掲げるものを除く。）
- (39) 事業者保険料
- (40) (31)から(39)までに掲げるもの以外の投資等
- (41) 創立費
- (42) 開業費
- (43) 試験研究費
- (44) 開発費
- (45) 新株発行費
- (46) (41)から(45)までに掲げるもの以外の繰延資金

2 負債

- (1) 受託販売未払金
- (2) 買掛金
- (3) 支払手形
- (4) 短期借入金
- (5) 未払金（未払税金を除く。）
- (6) 未払税金
- (7) 未払費用
- (8) 前受金
- (9) 預り金（預り保証金を除く。）

- (10) 前受収益
- (11) 仮受金
- (12) 賞与引当金
- (13) (1)から(12)までに掲げるもの以外の流動負債
- (14) 長期借入金
- (15) 預り保証金
- (16) 退職給付引当金
- (17) (14)から(16)までに掲げるもの以外の固定負債
- (18) 引当金 ((12)、(13)、(16)及び(17)に掲げるものを除く。)

(卸売の業務の許可申請等)

第4条 規則第5条第2項第11号の卸売業務許可申請書に係るその他市長が必要と認める書類は、法人税及び法人市町村民税の納税証明書とする。

2 前項に定めるもののほか、申請者の知識、経験又は資力信用を確認するために必要があるときは、添付書類を追加することがある。

3 規則第11条第4項、第5項及び第6項で準用する規則第5条第2項第11号の事業の譲渡等の認可申請書に係るその他市長が必要と認める書類は、公正取引委員会に届出を要する場合にあっての届出受理書の写しとする。

(合計残高試算表)

第5条 合計残高試算表の作成についての規則第10条に規定する市長が指定する事項は、次のとおりとする。

- (1) 貸借対照表 3月前との残高の比較及び各科目の構成比
- (2) 損益計算書 3月前(4月末から6月末までの間に作成する場合にあっては前年同時期)との累計の比較及び各科目の構成比

2 前項に定めるもののほか、卸売業者の財産の状況を確認するために必要が

あるときは、記載すべき事項を追加することがある。

(せり人の登録申請等)

第6条 せり人の登録時期は毎年7月1日を原則とする。ただし、卸売業者の本
社支社間の異動等による場合は、その他の月の1日とすることができる。

2 規則第14条第1項のせり人登録申請書の提出時期は、7月1日にせり人の
登録を行うときにあっては5月10日から31日まで、その他の月の1日に行う
ときは前月の1日から15日までとする。

3 規則第14条第2項のせり人登録申請書の添付書類は、次のとおりとする。

- (1) 写真（正面上半身、脱帽のもの）を添付した履歴書
- (2) 条例第19条第3項各号に該当しないことの誓約書
- (3) 写真（正面上半身、脱帽、縦3センチ横2センチのもの）

4 規則第14条第4項のせり人登録更新申請書の添付書類は、次のとおりとす
る。

- (1) 条例第19条第3項各号に該当しないことの誓約書
- (2) 写真（正面上半身、脱帽、縦3センチ横2センチのもの）

(仲卸しの業務の認定申請等)

第7条 規則第15条第2項第9号の申請者が法人である場合の仲卸業務認定申
請書に係る市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 役員（その法人のために常時売買に参加できる者に限る。）の写真（正面
上半身、脱帽のもの）
- (2) 法人市町村民税の納税証明書
- (3) 出資額を記入した役員名簿

2 規則第15条第3項第6号の申請者が個人である場合の仲卸業務認定申請書
に係るその他の添付書類は、次のとおりとする。

- (1) 写真（正面上半身、脱帽のもの）
 - (2) 個人市町村民税の納税証明書
- 3 前2項に定めるもののほか、申請者の知識、経験又は資力信用を確認するために必要があるときは、添付書類を追加することがある。
- 4 規則第17条第4項、第5項及び第6項で準用する規則第15条第2項第9号又は同条第3項第6号の事業の譲渡等の認可申請書に係るその他市長が必要と認める書類は、公正取引委員会に届出を要する場合にあつての届出受理書の写しとする。
- 5 第1項、第2項及び第3項の規定は、売買参加者になろうとする者の行う認定申請の手続きについて準用する。

（仲卸業者の事業報告書の記載事項）

第8条 規則第20条第1項第5号の事業報告書に記載するその他必要と認める事項は、次のとおりとする。

- (1) 決済の状況
- (2) 配達及び倉庫保管の状況
- (3) 直荷引きによる取引の状況
- (4) 加工業務の状況
- (5) 兼業業務の状況
- (6) 子会社の状況

（販売原票の記載事項）

第9条 規則第32条第1項第8号の書面で作成する販売原票に記載するその他の事項は、次のとおりとする。

- (1) 集荷方法
- (2) 入荷年月日（委託による場合に限る。）

(3) せり人名又は販売担当者名

(4) 記帳者名

(5) 荷姿

(6) 単価

(卸売価格の報告手続き)

第10条 条例第45条第2項に規定する流通の形態を考慮して市長が定める品目は、個々の商品ごとに価格を決定する品目をいう。

(仲卸業者又は売買参加者以外の者への卸売の報告手続き)

第11条 規則第34条第1項に規定する報告の時期は、市場内事業者の意見を聴いて市場、部類及び品目ごとに指定する時期とする。

2 規則第34条第2項のその他必要と認める事項は、卸売の相手方の業種の区分その他の市場内事業者の意見を聴いて市場及び部類ごとに指定する事項とする。

(市場に集荷しない卸売の報告手続き)

第12条 規則第35条第1項に規定する報告の時期は、市場内事業者の意見を聴いて市場、部類及び品目ごとに指定する時期とする。

(卸売業者以外の者からの買入れの報告手続き)

第13条 規則第36条第3項のその他必要と認める事項は、買入れの相手方の業種の区分その他の市場内事業者の意見を聴いて市場及び部類ごとに指定する事項とする。

(品質管理の方法)

第14条 条例第53条第2項に規定する市長が定める品質管理の方法は、部類ごとに別に定める。

(施行の細目)

第15条 条例及び規則に基づく申請、届出、報告その他の行為に使用する書類の

様式は、規則に定めるものを除くほか、中央卸売市場長が定める。

2 この細則の施行に関し必要な事項は、中央卸売市場長が定める。

附 則

この細則は、令和2年6月21日から施行する。

附 則

この細則は、令和3年4月1日から施行する。